

下記のとおり公募型プロポーザルを行いますので、公告します。

令和8年1月14日

豊田市長 太田 稔



1 事業の概要

- (1) 事業名 松平体育館ほか6施設空調設備（EHP）取得事業
- (2) 事業場所 豊田市九久平町ほか地内
- (3) 事業の概要 本事業は、地域体育館等の空調設備（以下「設備」という。）に係る提案を公募型プロポーザルにより、優秀と認められる提案を行った事業者を選定し、選定された事業者が整備した設備を市が買い取るものである。
- (4) 履行期限 令和9年7月30日（金）
- (5) 提案限度額 519,094,303円（消費税及び地方消費税込）
- (6) その他 事業の詳細は、実施要綱、実施要領、要求水準書等を参照すること。

2 応募者の要件

(1) 応募者の定義

応募者は、以下の要件を満たす1者単独の事業者（以下「単独事業者」という。）又は複数の事業者（以下「構成員」という。）で構成される連合体（以下「グループ」という。）とし、グループの場合は、応募その他の手続等を代表して行う事業者（以下「代表事業者」という。）を定めるものとする。

(2) 参加資格

単独事業者又はグループは、「3参加資格要件」を満たすものとする。

(3) グループの構成員

ア 応募書類等の受付後は、原則として構成員の変更及び追加は認めないものとする。
ただし、市がやむを得ないと認める場合（代表事業者を除く。）は、この限りでない。

イ 構成員は、他の提案を行うグループの構成員となることはできない。

(4) その他

関係法令に基づく業務又は営業の停止等の処分を受けている者は、応募者となることはできない。

応募者が、応募書類の受付日以降に資格要件を欠く事態が生じた場合は、原則として失格とする。

ただし、市がやむを得ないと認める場合は、資格要件を欠く応募者の変更等（代表事業者を除く。）により、当該要件を満たすものとする。

3 参加資格要件

(1) 単独事業者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者ではないこと。

ウ 参加表明書の提出日から本事業の契約相手方の特定までの間、市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないこと。

エ 市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。

オ このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、実施要領「別表2－資本関係又は人的関係について」に定める資本関係や人的関係がないこと（資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ないものとする。）。

カ 配置予定技術者や協力予定事業者等を含み、十分な業務実施体制が確保できること。なお、別途公告されている「豊田地域文化広場ほか7施設空調設備（GHP）取得事業」に並行して参加することは認めない。

キ 公告日において、豊田市内に本店を有する者であること。

ク 公告日において、令和6・7年度の豊田市入札参加資格（工事）を有する者であること。

ケ 元請けとして、平成27年4月以降における空調設備の設置工事（1件あたりの契約金額4,300万円以上）の施工実績（官民間問わず完成したものに限る。）を有すること。

コ 本事業において必要となる建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建設業の許可を有する者であること。

サ 建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

(2) グループ

代表事業者は、前項のア～コ、グループの構成員は、前項のア～カを満たした上で建築士法に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者で公告日において、令和6・7年度の豊田市入札参加資格（工事関係委託）を有する者であること。

なお、令和6・7年度の豊田市入札参加資格（工事関係委託）を有しない一級建築士事務所については、以下の書類を提出することで当資格を有する者とみなす。書類

イ～オは、公告日において発行日より3か月以内のものとする（内容が鮮明であれば、写しも可とする。）。

ア 建築士事務所登録の写し（建築士法に基づく登録をしている者であること）

イ 登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）
（建築士事務所が法人として登記されていること。）

ウ 納税証明書（国税）（未納が無いことの証明）

エ 納税証明書（愛知県税）（未納が無いことの証明）

オ 納税証明書（豊田市税）（未納が無いことの証明）

4 参加表明書の提出

本事業に対する参加の表明は、以下のとおり行うこととする。

- (1) 提出方法 様式集に定める様式3-1から様式3-5に必要事項を記入の上、正本1部、副本1部を用意し、持参により提出すること。
- (2) 提出期間 令和8年1月14日（水）から令和8年1月27日（火）まで
（午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までとする。ただし土日祝日を除く。）
- (3) 提出先 豊田市都市整備部建築事業推進課（西庁舎4階）

5 参加資格確認通知書の送付

- (1) 通知期限 令和8年1月30日（金）
- (2) 通知方法 参加表明書提出者に電子メールにより通知

6 応募書類の提出

応募書類の提出は、以下のとおり行うこととする。

- (2) 提出日時：令和8年2月17日（火）午後5時まで
- (3) 提出先：豊田市都市整備部建築事業推進課（西庁舎4階）
- (1) 提出方法：持参により提出
様式4-3から様式4-11は、Adobe PDF形式による電子ファイルにおいても提出（CD・DVD等のディスクを使用し、ウィルスチェックを実施した上で、盤面に事業者名（グループ名）を記載すること。）
- (4) 提出書類
ア 事業提案書類提出届兼誓約書（様式4-1号）
イ 提案書 正本1部、副本8部（様式4-2～4-11号）

7 ヒアリング

- (1) 開催日時 令和8年2月26日（木）
午後1時から午後5時までのうち指定する40分間
- (2) 開催場所 豊田市役所 東庁舎6階 東65会議室
- (3) 備考

ア 提出された提案書等に基づき、1者40分（説明20分、質疑応答20分）とする。なお、参加者多数の場合は、質疑応答のみとすることがある。

イ 出席者は3名以内とする。

ウ 説明は、本業務に主に携わる者が行うものとする。

エ 説明は提出資料のみとし、追加資料の持込みは認めない。

オ プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。

カ 全ての参加者のヒアリング終了後、引き続き選定委員会を実施する。

キ 指定された時間前に到着する場合は、控室（豊田市役所東庁舎7階 東72会議室）で案内を待つこと。

8 選定結果通知日等（予定）

- （1）選定結果通知日 令和8年3月上旬
- （2）基本協定締結日 令和8年3月上旬
- （3）最終見積り提出日 令和8年7月31日（金）
- （4）仮契約締結日 令和8年8月中旬

9 基本協定書、売買契約書の締結

最優秀提案者として選定され、業者選定審査会で優先交渉権者として決定された者は、基本協定書を締結する。基本協定書締結後、設計業務完了をもって、当該売買契約を締結する。

10 その他

- （1）このプロポーザルに参加する費用の全ては、参加者の負担とする。
- （2）手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- （3）提出方法を「電子メール」としているものについて、ネットワーク障害等、電子メールによりがたい事情がある場合は、市へ連絡の上、対応を相談すること。
- （4）次に掲げる提案は無効とする。
 - ア 応募資格がない者による応募
 - イ 代表事業者以外の者による応募
 - ウ 応募書類等に虚偽の記載をした者による応募
 - エ 記名押印のない提案書による応募
 - オ 誤字、脱字等により意思表示が不明確な応募
 - カ 応募者及びその代理人が行った2以上の応募
 - キ その他募集に関する条件に違反した応募
- （5）提出期限後は提出された事業提案書等の差替え又は再提出は認めない（本市から指示があった場合を除く。）。
- （6）提出書類は返却しない。なお、豊田市情報公開条例（平成10年条例第34号）の規定に基づき、提出書類を公開することがある。

- (7) 優先交渉権者と本市との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な要求水準書を作成する。要求水準書作成後、優先交渉権者を契約の相手方とし、提案価格を上限に見積徴取の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。また、この協議において、優先交渉権者からの企画提案の内容の変更は、原則として認めないものとする。
- (8) 最優秀提案者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、最優秀提案者の次点の者と交渉するものとする。
- ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき。
 - イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
 - ウ 契約条件に関する本市との協議が調わないとき。
 - エ 本市が最優秀提案者の本事業を遂行することが困難と判断したとき。
 - オ 議会の議決が得られなかったとき。
- (9) 前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。
- (10) 全ての提案者の社名、評価結果（得点）及び順位は、豊田市ホームページ等において公表する。
- (11) 市と選定事業者による売買契約の締結に先立って、豊田市議会の承認を受けるものとする。なお、売買契約の議案が得られなかった場合、売買仮契約は解除する。また、市は、選定事業者が調査・設計のために掛かった経費を事業者に支払うものとする。
- (12) 本事業における前払金、部分金については、売買契約書に定める。
- (13) 本事業に係る入札及び契約保証金は免除とする。

1.1 市の担当窓口

豊田市役所都市整備部建築事業推進課

〒471-8501

愛知県豊田市西町3丁目60番地（西庁舎4階）

電話：0565-34-6953 / FAX：0565-33-2080

E-mail：kenchikujigyou@city.toyota.aichi.jp

ホームページ：「メニュー」→「市政情報」→「市の組織」→「都市整備部」→「建築事業推進課」→「建築事業推進課の入札案件公告等一覧」→「松平体育館ほか6施設空調設備（EHP）取得事業」